

# 東京都江戸川区立松江第二中学校PTA会則

## 第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は東京都江戸川区立松江第二中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。
- 第2条 本会は教育基本法、学校教育法の精神に則り、松江第二中学校の教育方針に基づいて、生徒の福祉増進をはかり、社会教育に貢献し、あわせて会員相互の親睦と向上をはかることを目的とする。

## 第2章 活 動

- 第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
1. 家庭と学校との連絡を密にして、生徒の心身の健全な発達の促進をはかる。
  2. 会員相互の親睦をはかり、教養を深めるための研修を行う。
  3. その他本会に必要なことを行う。

## 第3章 会 員

- 第4条 本会の会員は松江第二中学校PTA入会に同意及び個人情報の取扱いに係る同意をいただいた保護者及び教職員を以て組織する。
1. 会員は退会の申し出がない限り在学中は月次更新とする。
  2. 本会の会員を退会したい場合は運営委員会へ連絡をし、所定の退会届を提出しなければならない。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
  2. 副会長 各学年2、3名程度、副校長
  3. 書記 各学年2名程度、主幹教諭1名
  4. 会計 1、2年より各2名程度、主幹教諭1名
  5. 会計監査 2名
  6. 校長は名誉会長とする。
- 第6条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表して会務を統括し、本会を代表する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
  3. 書記は本運営の為の記録及び書類の保管を行う。
  4. 会計は会計業務を行う。
  5. 会計監査は会計を監査する。
  6. 役員会は会長が必要に応じて招集する。
- 第7条 役員の選出については、次の通りを行う。
1. 役員は新入会員を含めて選出し、決定する。
  2. 各種委員（卒業対策委員会除く）は入学時に希望を募り選出する。会長が必要と判断した場合、2年時以降にも希望を募り選出する。
  3. 卒業対策委員会は2学年時に希望を募り選出する。
  4. 役員を除く全ての委員は会長の委嘱によって就任する。
- 第8条 役員の任期は原則3年とする。役員は専門委員会の委員を兼任しないものとする。
- 第9条 本会には顧問を置くことができる。
1. 顧問は本会運営に関して、会長の相談に応じる。なお、顧問は歴代会長が務め、特に任期は定めない。
  2. 何らかの理由により会長が欠けた場合、または会長が職務を遂行できない場合、顧問は会長代理としてその職務を代行することができる。

## 第4章 会 議

- 第10条 定期総会及び臨時総会
1. 定期総会は年1回とし、会務及び会計報告、予算、その他の重要事項を決議する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
  2. 総会の議決は回答者の過半数の同意を得て決める。
- 第11条 運営委員会は役員、会計監査、専門委員で構成され、役員会及び委員会から提出された議案を審議し、会の運営にあたる。

## 第5章 各種委員会と運営

- 第12条 本会は第2条の目的を達成するため、次の専門委員会を常置する。
1. 学校応援委員会（保護者、教職員を含め数名）  
役員の招集に応じて参集し、本会の活動の促進と相互理解に努めるため、役員の補佐を行う。
  2. 卒業対策委員会（保護者、教職員を含め数名）  
記念品の選定、ならびに必要なに応じて卒業を祝う会の企画・運営等を行う。
- 第13条 各委員は、所属委員と担当教職員によって組織し、卒業対策委員は委員長1名を選出する。また、委員の任期は原則1年とする。

## 第6章 会 計

- 第14条 本会の経費は、会費を以てこれを充てる。
1. 本会の会費及び会員数は世帯とし、1世帯につき月額280円とする。
  2. 年額を7月、11月の2期に分けて納入する。
  3. 納入された会費は返還しない。
  4. 本会の会費の納入はPTAから中学校へ依頼し教材費と一緒に引き落としする。
  5. 卒業記念品に際し、役員及び卒業対策委員会が必要と認めた場合は別途費用を徴収することを認める。
  6. 非会員家庭の生徒に対し、会員家庭の生徒と同等の経費が必要とされた場合、非会員家庭の意思を確認したうえで個別に徴収することを認める。
- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

## 第7章 個人情報

- 第16条 本会で知り得た個人情報については以下により適正に管理する。
1. 本会の活動以外には使用しない。
  2. 不要となった際には速やかに廃棄する。

## 第8章 慶弔規定

- 第17条 慶弔規定については、内規として別に定める。

## 第9章 会 則 改 正

- 第18条 規約の改正は、総会の議決を必要とする。

## 附 則

1. 本会則は昭和41年3月10日からこれを施行する。
2. 昭和46年4月25日一部改正
3. 昭和59年4月28日一部改正
4. 平成元年5月6日一部改正
5. 平成2年5月7日一部改正
6. 平成5年3月6日一部改正
7. 平成6年4月1日一部改正
8. 平成7年5月6日一部改正
9. 平成14年5月24日一部改正
10. 平成19年5月11日一部改正
11. 平成23年3月4日一部改正
12. 平成28年5月31日一部改正
13. 平成31年3月6日一部改正
14. 令和3年6月4日全部改正
15. 令和4年5月13日一部改正
16. 令和5年3月11日一部改正
17. 令和6年2月17日一部改正
18. 令和7年5月24日一部改正
19. 令和8年5月20日一部改正

## 松江第二中学校PTA慶弔規定内規

	項 目		金 額	
会員並びに生徒	死亡	生徒	30,000円	
		会員	30,000円	
	災害	役員会で協議	例:火災半焼	5,000円
			例:全焼	10,000円
教職員	結婚	本人	5,000円	
	出生		5,000円	
	見舞い	本人	1ヶ月以上の入院加療	5,000円
	栄進			役員会で協議
	災害			役員会で協議
	死亡	本人		30,000円
				公務の際は別途協議
配偶者			5,000円	
	子		5,000円	

以上の内規について、特別な場合は役員会にて特別検討する。